

児童手当制度が

令和6年10月分
(12月支給分)から

変わります!!

高校生

年代まで対象に



所得制限が

撤廃



第3子以降の
支給が月3万円に

支給回数が
年3回から年6回に

※第3子以降の加算に係る第1子、第2子の数え方について、22歳の年度末まで延長

	(改正前) 令和6年9月分まで	改正後 令和6年10月分以降
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している市内在住の方	高校生年代までの国内に住所を有する児童を養育している市内在住の方
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳未満：15,000円 ● 3歳から小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ● 中学生：10,000円 ● 所得制限限度額以上：5,000円 ※所得上限限度額以上は支給なし 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ● 3歳から高校生年代まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
所得制限	あり 所得制限限度額以上、上限限度額未満は特例給付 所得上限限度額以上は支給なし	なし
支払期月	年3回(2月、6月、10月)	年6回(偶数月)
第3子以降増額の カウント対象	0歳～18歳年度末までの子	0歳～22歳年度末までの子 ※大学生年代については、生計費などの経済的負担が生じている場合に限る

R6 法改正に伴う手続き要否確認フローチャート

スタート

現在、高校生年代までの児童を養育していますか？ ※1

いいえ

手続き不要

児童手当の支給対象児童は18歳の年度末までです。

はい

現在、児童手当を受給していますか？ ※2

いいえ

手続き必要 ※4

認定請求をしてください。

【対象者】

①R6.9月分まで所得上限超過等により、児童手当を受給していない。

②高校生年代の児童のみを養育している。

はい

大学生年代の子を養育していますか？ ※3

はい

大学生年代の子を含めると児童数が3人以上になりますか？ ※5

いいえ

法改正に伴う新たな手続きは不要です。 ※6

はい

手続き必要 ※4

監護相当・生計費の負担がわかる書類を提出してください。

- ※1 高校生年代とは平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれまでの児童をいいます。
- ※2 公務員の方は勤務先にお問い合わせください。
- ※3 大学生年代とは平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの子を含みます。
- ※4 さいたま市から郵送で御案内が届いている場合は御案内にある書類で、届いていない場合はお住いの区役所支援課又は電子申請で手続きをしてください。
- ※5 高校生年代から大学生年代の別居している児童がいる場合、新たに支給要件児童として認定するには、別居監護申立書又は監護相当・生計費の負担がわかる書類の提出が必要になります。
- ※6 高校生年代から大学生年代の別居している児童がいる場合、新たに支給要件児童として認定するには、別居監護申立書又は監護相当・生計費の負担がわかる書類の提出が必要になります。また、今後出生等により第3子加算が受けられるようになる場合は、手続きが必要となります。

問い合わせ先

各区役所 支援課 児童福祉係 (市外局番 048)

西 区	〒331-8587 さいたま市西区西大宮3-4-2	TEL 620-2661	FAX 620-2766
北 区	〒331-8586 さいたま市北区宮原町1-852-1	TEL 669-6061	FAX 669-6166
大宮区	〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町1-124-1	TEL 646-3061	FAX 646-3166
見沼区	〒337-8586 さいたま市見沼区堀崎町12-36	TEL 681-6061	FAX 681-6166
中央区	〒338-8686 さいたま市中央区下落合5-7-10	TEL 840-6061	FAX 840-6166
桜 区	〒338-8586 さいたま市桜区道場4-3-1	TEL 856-6171	FAX 856-6276
浦和区	〒330-9586 さいたま市浦和区常盤6-4-4	TEL 829-6139	FAX 829-6239
南 区	〒336-8586 さいたま市南区别所7-20-1	TEL 844-7171	FAX 844-7276
緑 区	〒336-8587 さいたま市緑区大字中尾975-1	TEL 712-1171	FAX 712-1276
岩槻区	〒339-8585 さいたま市岩槻区本町3-2-5 ワッツ東館3階	TEL 790-0162	FAX 790-0266